

る時に大海の中を見れば釜の如き地獄有り。其の中に黒き椀の如き物有りて、
 涌き返り沈み、浮き出でて火君に告げて言はく「待てや、物白さむや」といふ。
 すなはちまた涌き返り沈み、一復浮きて言はく「待て、物白さむ」といふ。
 是くの如くすること三遍なり。四之遍にして言はく「我れは是れ遠江国榛
 原郡の人、物部古丸なり。我れ世に存りし時に、白米の綱丁として、數の年
 を経、佞姓の物を理にあらずして打ち懲る。其の罪の報に由りて、今此の苦を
 受く。願はくは我が為に法花經を写し奉りて我が罪を脱れしめよ」といふ。火
 君見聞きて、黄泉より甕還來りて、具に解して大宰府に送る。府解状を得て、
 転へて朝廷に解す。朝廷信はず。故に大弁官、彼の黄泉の事の状を取りて、繼
 ぎ累ねて二十年を経たり。從四位上野朝臣貞道、其の官の上に任せられ、彼
 の状を見て山部天皇に奏す。天皇聞きたまひて、施僧價頭を請へて、詔して
 言はく「世間の衆生、地獄に至りて苦を受くること、二十余年を経免るや
 いなや」とのたまふ。僧頭答へて曰さく「苦を受くる始なり。何を以ちてか爾
 れを知る。人間の百年を以ちて地獄の一日一夜とす。故にいまだ免れず」とま
 りす。天皇聞きたまひ、彈指したまひて、勅して遠江国に使を遣りて、古丸
 の行ひし事を訪ねしめたまふ。方に問ふことを得たり。解状の如くして、異な

らずして実有り。天皇信ひ悲び、延暦十五年三月の朔七日に、始めて經師
 四人を召して、古曆が為に法花經一部を写し奉る。經の六万九千三百八十四
 の文字に充てて、知識を勸率る。皇太子と大臣と百官を奉りて、みなことご
 とく其の知識に加入る。天皇善珠大徳を勸請へて講師とし、施僧價頭を請へて
 読師とし、平城宮の野寺にして、大なる法会を備け、為に件の經を講読しめ、
 福を贈りて彼の靈の苦を救ふ。嗚呼、鄙なるかな、古丸狐の虎の皮を借る
 勢を用て、理にあらずして政を為ひ、悪しき報を受くることは、因果を賤ざ
 る賤しき心の太甚しきなり。因果無きにあらず。

塔の階を減し寺の幢を仆して悪しき報を得る縁 第

三十六

正一位藤原朝臣水手は、諸樂宮に宇御めたまひし白壁天皇の御時の太政
 大臣なり。延暦元年の頃、大臣の子從四位上家依、父の為に悪しき夢を見て、
 父に白して言さく「知らぬ兵士三十余人、來りて父尊を召す。此の悪しき表相
 あり。故に謝除すべし」とまうす。白し驚かすといへども父心へず。然りし

四 この世界と冥界とでは時のすすむ速度が異
 なる、とする伝承は摩訶薩婆經・七、正法念處
 經八など諸書にみえるが、本説話が何に拠つ
 たかは未詳。三 指をはしいて首をたてること。
 二七九六年。三月朔七日を重視するならば、
 真道が左大弁でありしかも施僧が少僧都であつ
 たのは延暦十六年。二七九六年。二七九六年。二七
 二六 仲算の妙法蓮華經釈文・上に「大隋京師日
 道場沙門曇提字釈云、六万九千三百八十四字、
 單字二千五百七十字」とし、「曇提六万九千三百
 八十四言者、除普門品重頌五百三十二字、定
 也」としている。妙法蓮華經の字數に關しては、
 この仲算の書の他に、東山往來拾遺・宗淵の妙
 法蓮華經考異が詳しい。二六 知識（上巻三十
 五縁）を六万九千三百八十四人つた。
 二七 秋條寺の僧。七次年表によれば、天竺二
 年（天竺）一月に僧正、延暦十六年（天竺）四月二十
 一日歿、七十五歳。日本後紀は延暦十六年二月
 一日に僧正、下巻三十九縁に説話があるが、延暦十
 七年の歿とされている。三 法会に中心的役割
 をはたす僧が講師、補助的役割をはたす僧が読
 師、であろう。三 所在未詳。この時の法会に
 關しては他に所伝をみない。三 どのような故
 事を憑頭においての記述であるか不明。

第三十六縁 藤原水手の冥界での受苦を示し、
 因果の理によつて説明する。
 四 父は藤原房前、母は牟婁女王。左大臣。七
 七〇年に正一位。七二二年に五十八歳で歿。
 三 歿後に追贈された。二七七八二年。すでに
 水手の歿後にあつた。水手の歿年、および家依
 の從四位上は、延暦元年とある本文には合
 致しない。二 宝龜元年とあるはらうがよい（松浦
 貞俊）。白壁天皇（光仁天皇）の時代、とあるの

を重視すれば、やはり「延暦元年」は不測。景戒
 の依拠した資料がおそらくは元年とだけ記さ
 れたものであつたのであろう。宝龜元年は七七
 〇年。三 水手の第二子。母は島養女。「從四
 位上であつたのは七七〇年十月より七七五年
 一月まで。延暦元年（天竺）のころは從三位。

一 宝龜二年（天竺）二月二十二日（統紀）。
 二 治病のために禪師と摩訶薩婆に呪讀させる例
 に、上巻三十一縁がある。三 太政大臣の病氣
 が衆僧の中の一人の懇情によつて治癒する例に、
 日本書紀・下・五十二縁がある。四 後代の積門、
 孝伝に、類似した行法を妙珍がおこなつたこと
 がみえるが、きわめて珍しい例である。

五 未詳。天平神護二年（天竺）十月二十日、六月
 に興寺の毗沙門天像より出現した舍利を法花寺
 に迎えたのだが、官人二百人が嘔吐、蓋（蓋）
 を掛け持つて行列した（統紀）。しかし、この舎
 利出現は基真によつてなされた詐偽であつた
 （統紀・神護景雲二年十二月四日条）。このこと
 が発覚したのちに水手がこのような行為に出た
 か、とする松浦貞俊の説がある。したがらうべき
 であらう。六 幢は舍利を莊嚴するためのもので
 あつたか。

六 この計画変更は発掘調査によつても確認され
 たが、水手がその発案者であつたかどうかは不
 明（太田博太郎）。日本高僧伝要文抄・三所引延
 暦傳録・中記伝に「景雲年中、西大寺造八角塔
 様」とあり、神護景雲元年（天竺）にはまだ八角
 として計画。統紀・宝龜元年二月二十三日条に
 「破却西大寺東塔心礎」とあり、飯盛山の石を
 東塔の礎石として据えたが坂廻の徒が石のた
 りを言いふらしたので礎石を砕いて破却した、
 とみえる。四角形基礎のための版築土層での埋

て後に父卒ぬ。時に子家依、久しき病を得るが故に、禪師と優婆塞とを請召きて
 て呪護せしむれども、なほ愈差えず。病を看る衆の中に、一の禪師有り。誓願
 願を免して言さく「おほよそ仏の法に憑りて修行ふ大意は、他を救ひ命を
 活けよ」とまうして、命を棄てて跪す、手の於に燻を置きて香を焼きて行道
 き、陀羅尼を讀みて忽に走り転ぶ。時に病者託ひて言はく「我れは永手なり。
 我れ法花寺の幢を仕さしめ、後に西大寺の八角の塔を四角に成し、七層を五層
 に減すなり。此の罪に由りて、我れを閻羅王の闕に召して、火の柱を抱かしめ、
 極釘を以ちて我が手の於に打立てて、問ひ打ち迫る。今閻羅王の宮の内に、火
 の煙満ち實る。王問ひてのたまはく「何の煙ぞ」とのたまふ。答へて曰さく
 「永手の子家依、病を受けて痛み、呪する禪師、手の於に香を焼く。彼の煙な
 り」とまうす。すなはち閻羅王、我れを免して擯ひ返し眺ふ。然れども我が体
 滅びて寄宿る所無し。故に道中に漂ふ」といふ。是に食はぬ病者、飯を乞ひて
 食ふ。病差えて起居す。夫れ幢は是れ転輪王の報を招く善き因なり。塔は是れ
 三世の仏の舍利を収むる宝蔵なり。故に幢の作るに依りて罪を得、塔の高を
 減すに由りて罪を被るなり。恐りざるべからず。是れ近き現報なり。

因果を顧ず 悪を作ひて罪の報を受くる縁 第三十

七

從四位上佐伯宿禰伊太知は、平城宮に宇御めたまひし天皇の世の人なり。
 時に京の中の人筑前に下り、病を得て忽に死にて閻羅王の闕に至る。目に
 見ず、聞けば、大地を響かして打たるる人の音有り。問ひて言はく「痛きかな。
 痛きかな」といふ。打たるる遍ごとに問ひ政す。王史を問政して言はく「もし
 此の人、世に在りし時に何の功德ある善をか作ふ」とのたまふ。諸の史答へて
 言さく「ただ法花經一部を写し奉る」とまうす。王言はく「彼の罪を以ち
 て經の卷に充てよ」とのたまふ。卷に充つといへども罪數倍して、勝ること量
 無く數無し。また經の六万九千三百八十四の文字に充つれば、なほ罪數倍
 にして救ふ因無し。時に王手を拍ちて言はく「如許は世間の衆生の罪を作り
 苦を受くるを見たれども、いまだ此の人の如く大甚しく罪を作るを見ず」と
 のたまふ。竊に傍の人を問ひて言はく「此の打たるる人は誰ぞ」といふ。答
 へて曰はく「佐伯宿禰伊太知なり」といふ。彼の死にたる人、能く聞きて持ち、

錢のありかたは、その下に位置する八角形基礎
 のための版築土層での埋錢のありかたとは異な
 っているが、これは石のたたりを鎮めようとし
 たものであろうとして、石のたたりのこととし
 角から四角への計画変更とを関係づける説があ
 る(山本忠述)。

塔二基五重、各高十五丈二西大寺資財流
 記(慶)。当初に七重塔建立の計画が存したか
 なかは不明。東本寺の東塔は、東大寺要録四
 に「七重塔一基高二十三丈八寸、塔内安四
 方淨土、在回廊、今作之」とみえるが、西大
 寺の塔もこの程度の規模のものをめざしたか。
 寺の塔がつた釘。底本副釈撰(條師)。

中巻三縁。一〇永手は火葬されてしまつて
 いる。中巻三十五縁。二二は記三七六竹季
 具、同三七六陸彦などに肉体を毛舎とする
 記述がみえるが、本説話の「寄宿」という表現は
 そのような考えを想起させる。
 二 世界を統治する魔王。転輪王ともいう。

第三十七縁 上巻三十縁、下巻三十五縁と同
 しく、九州にかかわる蘇世説話であり、冥界
 の見聞を記した文書が発見する。

三 藤原仲麻呂の乱を鎮めるのに功があつた。

神皇正統三年(天智十年)に従四位上(統紀)。

四 伊太知は、宝龜二年(720)閏三月の甲衛中
 將從四位上佐伯宿禰伊多知為兼下野守(統
 紀)という記事を下限としている。終年はあき
 らかではないが、宝龜五年三月に大中臣宿禰
 呂が下野守に任せられ、宝龜七年十二月に小野
 石根が左中弁兼甲衛中將兼鐵長官とされている
 ことが、いちおうの目安とならう。光仁天皇
 の時代に没したか。教代(天智)の時代に活躍し
 たために本説話のような表現となつたのである。

五 上巻三十縁、下巻三十五縁と同しく、
 本説話も九州にかかわる。

六 經卷の數。七、または八。妙法蓮華經は七
 卷に調卷されるはあも八卷に調卷されるはあ
 もあつた。弘實法華伝、九にみえる難州万年
 県平康坊の人の説話に、閻羅王がその人が生前
 に読んだ法華經同卷と罪案とを業料にかけで裁
 くことがみえる。本説話ほど直接的に數量を問
 題とする説話は他に例をみない。二一、上巻三
 十五縁。二二、こんなにも。數量の多いことをい
 う。「如許已と皇世已曾波(新撰字鏡)。
 元 京中の人。二〇 京中の人。

一 黄泉より帰つて、見るとまぐに。纏一は、
 「すると同時に、の意。二、上巻三十縁、下
 巻三十五縁。三 冥界での見聞が文書にされて
 いる。上巻三十縁、下巻三十五縁。四、中
 巻三十八縁。伊太知の中陰の期間が終つて間
 もな時期なのであろう。五 地獄を「報」
 する例に、上巻三十縁、三十三縁、下巻二十五
 縁がある。六 惡業によつて趣くところ。地獄、
 餓鬼、畜生など。

第三十八縁 四部分より成る。表相説話群
 (種縁にかかわる一段まで)、景戒の延暦六年
 の夢とその夢とき、僧景戒夢に見る事延暦
 七年の夢とその答、景戒自身の表相説話、
 である。

七 兼は、あらかじめ。この意で用いるのは日
 本における引伸義。本書では表(記)の語は多
 くのはあひあやしき表(記)のみならず、仏の力の
 具体的なあらわれとしての超自然的な現象を意
 味している。本説話では表(記)「表(記)」の
 語は前兆の意で用いられている。八 聖武天皇